

熊本地震

国保・介護・後期高齢者医療の保険料と医療費の減免制度の延長を！

7月6日、日本共産党市議団は、大西市長に対して、熊本地震被災者への、国保や介護保険料等と医療費の減免制度延長を求める要請を行いました。



聞き取り調査でも「9月までの減免を引き続き延長してほしい…」との声が寄せられています

仮設住宅や地域での聞き取りを通じ、9月までの医療費や保険料の減免制度を、10月以降も続けてほしいとの切実な声が寄せられています。

住宅再建の目途たたず 少しでも経済的負担の軽減を！

仮設住宅に入居しているある被災者は仮設退去後に入居する住まいの目途が立っていません。

住宅再建が果たせるよう、少しでも経済的な負担軽減策を継続してほしいと思いを寄せています。

震災後、体調が悪化した。 医療費減免の延長を行ってほしい

震災後に体調が悪化したといわれる方が多くいらっしゃいます。不安とストレスが募る毎日、心の疾患にかかったという声も寄せられました。医療費の減免制度の延長が求められます。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団
上野みえこ なすまどか やまべひろし
熊本市中央区手取本町1-1 議会棟

NO. 1056
2017年7月23日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
ホームページ：[共産党 熊本市議団](#) 検索

東日本大震災から6年たった現在も 岩手県などで医療費減免を継続

東日本大震災で被災した岩手県では、震災から6年が経過した現在でも、医療費の減免制度を継続しています。

国による財政支援が減る（10割から8割に減少）中で、県と各市町村が独自の財政措置を取り、医療費減免制度を継続しています。

一方、宮城県では、2016年4月以降の負担を県が行わ

ず、9市町村での継続にとどまっています。

熊本市においても、被災者の受診抑制を防ぎ、命と健康を守るため、また生活再建や住宅再建を支援するためにも、国や県とも連携し、医療費の減免制度の延長、国保、介護、後期高齢者医療の保険料減免を継続すべきです。

（控室から）
次女の「イヤイヤ期」

なすまどか

2歳になる次女のイヤイヤが止まりません。母親の姿が見えなくなると「イヤイヤ」を連発。おやつを食べ終わるや否や「イヤイヤ」。私が近づこうものなら「父ちゃんイヤイヤ」と喉を枯らすように泣き叫びます。世間では「魔のイヤイヤ期」と呼ばれているようですが、子どもに自我が芽生え、健全に成長している証拠でもあり、喜ぶべきことだとの助言をいただきました。

とはいえ、疲れて帰宅し、イヤイヤ連発の子どもにイラっとしてしまう未熟な部分があります。こうしたなかで、「イヤイヤ」の添い添い「理由を伝え諭すこと」「危険な行為は叱ること」など、いくつかアドバイスをいただき実践しています。母親の姿が見えなくなりイヤイヤした時には、「お母ちゃんがいなくなると寂しいね」と抱きながら話すと、ゆっくりと顔色、ホッとしたり表情を浮かべる次女。子どもの「イヤイヤ」を理解し、受け止めることができるように、もっと成長せねばと感じています。

さて、国会をめぐっては森友・加計問題など、政府の説明責任を果たさない姿勢に大きな不信と怒りが広がっています。「証人喚問イヤイヤ」「野党の質問時間削らないとイヤイヤ」と真相究明に消極的な政府与党。このイヤイヤについては納得できるものではないと思います。毅然とした態度と追及で改めさせ、真相究明を図ることが求められます。



「障がい者権利条約」の立場で、障がい者福祉の充実を

7月2日「障がい者・児の生活を豊かにする会」総会が熊本市内で開かれました。党市議団から、上野みえこ議員（厚生委員会所属）が参加しました。絵本「障がい者権利条約」をみんなで読み、参加者の生の声を交流しました。出された声に応えるためにも、「障がい者権利条約」の立場での、障がい者福祉・各種制度の充実が求められます。

障がい者の「さくらカード」利用料を無料に！

2017年4月から、熊本市では「さくらカード」がICカードに移行したことで、障がい者の定額負担（年間2000円）がなくなり、「1割負担」を支払うことになりました。

作業所に通うTさんは、交通費負担が急に増え、毎日出かければ1000円を超えることにもなるので、出かけるのをためらうようになっていきます。せめて「定額負担に戻してほしい」、できれば「無料」にしてほしいと、切実に訴えられました。

熊本市外の障がい者へも交通費補助の拡充を

市外から参加された障がい者の家族は、「さくらカード」（精神障がい対象）もないために、精神障がいの場合は交通費補助がありません。熊本市外の障がい者への交通費補助制度の拡充を要望されていました。

学校施設のバリアフリー化の推進を

今年2月、東町小学校に念願のエレベーターや多目的トイレが設置されました。粘り強く運動されてきた当事者と支援者の大きな成果です。

現場では、障がいを持った子どもたちはもちろん、ケガで骨折の子どもが利用したり、必要とする子どもが幅広く活用しているとの報告がありました。学校施設のバリアフリー化、もっと推進していかなければなりません。

合わせて、ホールや会議室などの集会施設等のバリアフリー化も要望されました。

障がい者の就労に理解と支援を

B型作業所で働くYさんからは、仕事の量に目標があり、目標に至らないと賃金が引かれてしまうという厳しい現実が報告されました。

一般就労をしているOさんは、障がいを持ち働いているということへの理解がなかなか得られない。

などの、障がい者の就労にかかわる問題がいくつも出されました。

作業所にノルマ的な考えを持ち込むべきでない

これまでもB型作業所には、必要経費や賃金を合わせた額以上の事業収入となるようにするという国の考え方があり、各作業所では一定量の仕事を行うことが求められてきました。

しかも国は、A型作業所についても、事業所数が年々増え、それにともない給付費が増えてきているために、B型同様に一定の作業量を求め、賃金を給付費から支払うこと原則禁止とする見直しを求めています。

しかし、障がい者福祉の施設である「作業所」にノルマ的な考えを持ち込むべきではありません。

作業所の「A型」・「B型」とは？

「作業所」（就労継続支援事業）は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会・生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業を言います。雇用契約を結び利用する「A型」（最低賃金以上の賃金を支払う）と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」（授産施設の平均工賃を支払う。月14,000円程度）の2種類があります。

